

松 山 大 学 論 集
第 28 卷 第 1 号 抜 刷
2 0 1 6 年 4 月 発 行

英国におけるキャッシュ・フロー
計算書制度化の論理

溝 上 達 也

英国におけるキャッシュ・フロー 計算書制度化の論理

溝 上 達 也

1. 問題の所在

1975年に会計基準運営委員会（Accounting Standards Steering Committee－以下、ASSC）によって公表された標準会計実務書（Statement of Standard Accounting Practice－以下、SSAP）10号により、「資金の源泉と用途に関する計算書」が英国において初めて資金計算書として制度化された。1980年代に入り、世界的にキャッシュ・フロー計算書を主要な財務表の1つとするべきであるという主張が展開され、英国においてもキャッシュ・フロー計算書制度化のための議論が進められた。1991年に会計基準審議会（Accounting Standards Board－以下、ASB）によって公表された財務報告基準（Financial Reporting Standard－以下、FRS）1号により、SSAP 10号による資金計算書はキャッシュ・フロー計算書に取って代わられることになった。キャッシュ・フロー計算書が実務において定着した後、ASBはFRS 1号に対する意見を求め、寄せられた意見を参考にした上で、1996年にFRS 1号を改訂した。英国においてキャッシュ・フロー計算書が制度化された当時、米国のSFAS 95号によるキャッシュ・フロー計算書が国際標準とされ、各国においてこれに類似する計算書を制度化する動きが進んでいた。これに対して、英国のキャッシュ・フロー計算書制度は、国際標準とは異なり、独自性が色濃くあらわれたものであると言われている¹⁾。本稿

1) 溝上 [2006] を参照されたい。

では、SSAP 10号から改訂FRS 1号へと至る英国のキャッシュ・フロー計算書制度を分析することにより、英国において独特のキャッシュ・フロー計算書が制度化された論理を明らかにする。

ところで、一般に資金計算書もしくはキャッシュ・フロー計算書の論点として、次の3つが挙げられる。1つ目は、資金概念である。資金概念は、資金計算書の対象とする資金の範囲を定めるものであり、資金会計論において中心となる論点である。わが国においては、総財務資源、運転資本、正味当座資産、現金及び現金同等物、現金など数多くの資金概念が主張された²⁾。2つ目の論点は、計算書の表示である。計算書全体の表示方法として、資金の源泉と用途を表示する方法と活動別に表示する方法がある。活動別に表示する際には、それぞれの活動をどのように定義するのが論点となる。営業活動からの資金の表示方法については直接法と間接法がある。直接法は、主要な取引ごとに資金流入総額と資金流出総額を表示する方法である。間接法は、純利益に必要な調整を行って営業資金フローを表示する方法である。いずれの方法を採用するかによって、計算書のあらゆる情報が大きく異なるので、これも資金会計論において主要な論点の1つとなる。3つ目の論点は、計算書の位置づけである。計算書にいかなる意義を見出し、貸借対照表、損益計算書との関係をどのように捉え、財務諸表体系においてどのように位置づけるかについて明らかにする必要がある。本稿では、これら3つの観点から上述の各制度について分析する。

2. SSAP 10号による資金源泉用途計算書

1960年代から70年代の英国において、多くの論者によって資金計算書の必要性が指摘された。例えば、Lawson [1970] は、伝統的な会計システムによって報告される企業利益は一貫して過大評価されていると主張し、資金データの必要性を主張している。折しも、この時期には英国において権威のある会計基

2) 染谷 [1960]、溝上 [2015c] を参照されたい。

準の設定が検討されていた。イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（The Institute of Chartered Accountants in England and Wales－以下、ICAEW）は1969年に「1970年代における会計基準に関する趣意書（Statement of Intent on Accounting Standards in the 1970's）」を公表した。ICAEWは、5か年計画を立て、会計基準設定が必要な19のテーマを明らかにしたが、この時点では資金計算書は含まれていなかった。1970年代に入り、資金データの重要性を主張する動きなどを受けて、ASSCは資金計算書を検討すべき課題に付け加えた。ASSCは1974年に公開草案（Exposure Draft－以下、ED）13号を公表し、資金計算書に関する会計基準案を示した。ED 13号は意見聴取によって一部修正され、1975年にSSAP 10号として公表された。

SSAP 10号は、基準書の目的として、資金の源泉と用途に関する計算書を監査対象となる財務諸表の一部として公表する会計実務を確立し、計算書についての最小限の開示基準を規定することを掲げている。したがって、後述するように、SSAP 10号には、基準の本文が14の параグラフしかなく、計算書に関する細かい点は示されていない。

資金計算書に関して、われわれが検討すべき第1の論点は、資金概念である。SSAP 10号には、資金概念を明示する箇所はないが、いくつかの параグラフで明らかにすべき資金について言及されている。資金計算書の目的を示した параグラフでは、「会社の経営状態をより完全に把握するためには、当年度中における資産、負債、資本の変動額及びその結果としての正味当座資金の増減を明らかにすることが必要である」（para. 1）と述べている。「正味当座資金」に関しては、「現金預金及び現金同等物（例えば流動資産として保有している投資）から、当座借越その他期首から1年以内に返済すべき借入金を控除したものをいう」（para. 8）と定義している。これらの記述から、資産、負債、資本の変動額を明らかにすることが求められており、いわゆる総財務資源資金の変動を開示することが求められていると解釈することができる。ただし、資産、負債、資本の変動額をどのように示すのかについては述べられておらず、

総財務資源を資金概念とする資金計算書を念頭に置いているのか否かについては明示されていない。また、正味当座資金の増減について明らかにすることも求めているが、資産、負債、資本の変動額を明らかにすることと、正味当座資金の増減を明らかにすることとの関係については説明されていない。

また、SSAP 10号は、開示すべき情報に関して、次のように記述している。

「資金計算書では、会社の営業活動から生み出された資金と営業活動に使用された資金を明瞭に示し、当座資産に増加があったときはそれをどのように使用したか、また当座資産に減少が生じたときはその減少分をどのように調達したかを長期と短期を区別して明らかにしなければならない。」(para. 3)

この記述から、SSAP 10号が資金計算書に2つの情報開示を求めていることを読み取ることができる。1つは会社の営業活動から生み出された資金と営業活動に使用された資金を明瞭に示すことにより資金の源泉と用途を明らかにすることであり、もう1つは、当座資産の増減の明細を明らかにすることである。ただし、前者の資金がいかなる概念であるかについては、ここでも明らかにされていない。

第2の論点は、計算書の表示である。計算書全体の表示に関しては、「資金計算書は、会社に流入した資金の源泉とその用途を示すものでなければならない」(para. 3)という記述があるので、資金の源泉及び用途をそれぞれ示す様式を想定しているものと考えられる。営業活動からの資金の表示に関しては、以下の記述がある。

「資金計算書では、当期損益から期中において資金収支を伴わなかった項目を加減して表示しなければならない。また、次のようなその他の資金の源泉及び用途についても、それが重要であれば、明示しなければならない。

- (a) 支払配当金
- (b) 固定資産その他の非流動資産の取得及び処分
- (c) 中期もしくは長期借入金または発行株式の増加、返済または償還による資金の増減

(d) 運転資本の増減の明細及び正味当座資金の変化」(para. 11)

当期損益から期中において資金収支を伴わなかった項目を加減して表示しなければならないとの記述から、営業活動からの資金に関していわゆる間接法による表示を要求しているものと考えられる。

既に述べたように、SSAP 10号は、基準の目的として、資金計算書についての最小限の開示基準を規定することを掲げている。SSAP 10号は4部構成になっており、「会計基準」と題する第3部は、第9パラグラフから第13パラグラフの5つのパラグラフからなる。第9パラグラフは基準の適用対象となる企業に関する記述、第10パラグラフは資金計算書を監査対象に含める旨の記述、第12パラグラフは連結財務諸表を作成する場合は連結資金計算書を作成する必要がある旨の記述、第13パラグラフは基準の発効日に関する記述となっており、資金計算書の内容について示しているのは上に示した第11パラグラフのみである。SSAP 10号は、資金計算書において最低限必要な情報として、間接法による「営業活動からの資金」の表示を要求しているものと考えられ、資金計算書を開示することの意義を、この点に見出していると捉えることができる。

第3の論点は、計算書の位置づけである。SSAP 10号は、「会社の経営状態をより完全に把握するためには、当年度中における資産、負債、資本の変動額及びその結果としての正味当座資金の増減を明らかにすることが必要である」(para. 1)としており、これを明らかにするのが資金計算書であると述べている。さらに、「資金計算書は、会社の監査対象となる財務諸表の一部を構成するものでなければならない」(para. 6)とし、これを主要な財務表の1つとすることを求めている。その上で、資金計算書に「期首の貸借対照表、当期の損益計算書及び期末の貸借対照表を結ぶ連結環の役割」(para. 4)を見出している。また、「資金計算書を作成するために用いられる数値は原則として、損益計算書、貸借対照表及び注記の数値と照合しうるものでなければならない」(para. 4)と述べている。数値が貸借対照表及び損益計算書によって跡づけら

れるということは、資金計算書は損益計算書と貸借対照表によって得られる情報を再分類しているものであるということが出来る。SSAP 10号では、損益計算書、貸借対照表によって得られる情報を形を変えて示す意味に関して、以下のように説明されている。

「資金計算書は、損益計算書及び貸借対照表に含まれている情報を選択、再分類、要約して作成するものであるが、決してこれらの財務諸表に取って代わるものではない。資金計算書の目的は、会社の資金がどのようにして調達され、どのように使用されているかを明らかにすることであり、計算書の様式はこの目的に合ったものが用いられなければならない。」(para. 2)

以上より、損益計算書と貸借対照表からは得られない情報を提供するのではなく、そこに含まれるデータを並べ替えることによって、資金の源泉と用途を明示することに、資金計算書の意義を求めているということが出来る。

SSAP 10号は、末尾に付録として(図表1)の資金計算書の例を示している。この付録は、一般的な指針を提供するためのものであり、会計基準を構成するものではないとしている。また、ここで示される表示方法は例示であり、規定された様式ではないとした上で、使用する様式は会社の営業活動の資金をどのように調達し、どのように使用しているかを明瞭に示すものを選択しなければならないとしている。

既述のように、基準本文では、資産・負債・資本の変動額を明らかにすること及び正味当座資産の増減を示すことが求められる一方で、計算書の資金概念は明示されなかったが、付録の例示では運転資本を資金概念とする計算書が示されている。資金計算書は、資金の源泉と用途を示す区分と運転資本の増減を示す区分からなる。資金の源泉の区分では、まず税引前当期純利益に資金の増減を伴わない項目として、減価償却費が加えられ、営業活動からの資金が計算されている。次に、その他の資金として、現金を対価とする株式発行の金額が加えられ、資金の源泉の合計額が計算されている。資金の用途の区分では、支払配当金、支払税金及び固定資産の購入のために支払われた金額が示され、合

(図表 1) SSAP 10 号による資金計算書

	資 金 計 算 書	
	(当 年)	(前 年)
資金の源泉		
税引前利益	1,430	440
資金の減少を伴わない項目：		
減価償却費	380	325
営業活動からの資金	1,810	765
その他の資金		
現金を対価とする株式発行	100	80
	1,910	845
資金の使途		
支払配当金	(400)	(400)
支払税金	(690)	(230)
固定資産の購入	(460)	(236)
	(1,550)	(866)
	360	(21)
運転資本の増減		
棚卸資産の増加	80	114
売掛金の増加	120	22
債務(税金および配当提案額を除く)の減少(増加)	115	(107)
正味当座資金の増減：		
現金残高の増加(減少)	(5)	35
短期投資の増加(減少)	50	(85)
	45	(50)
	360	(21)

(出所：SSAP 10, Appendix.)

計金額が計算されている。資金の源泉の合計金額から資金の使途の合計金額を差し引くことにより、資金の増加額が計算されている。運転資本の増減の区分では、現金、売掛金、短期債務など運転資本を構成する流動資産・負債項目の増減額が加減算され、運転資本の増減が計算されている。この計算過程の中で、現金残高の増減と短期投資の増減がまとめられて、正味当座資金の増減として表示されている。

資金計算書は、資金の源泉及び使途を示す区分において当期の資金の増減額

が計算されて、これと運転資本の増減を示す区分において計算された金額が対応するように表示されている。

3. FRS 1号によるキャッシュ・フロー計算書

1980年代後半に入ると、キャッシュ・フロー計算書制度化の機運が世界的に高まった。SSAP 10号に対しては、いくつかの論者によって問題点が指摘された³⁾。そこで会計基準委員会 (Accounting Standards Committee—以下、ASC) は、1983年にSSAP 10号の改訂作業委員会を設置し、改訂の是非について検討した。委員会は、翌年にSSAP 10号の改訂は不要であるとの結論を出したものの、その後もSSAP 10号に対する批判は強く、ASCは再びSSAP 10号の改訂に取り組むことになった。その結果、1990年にED54号が示され、寄せられた意見をもとに修正が加えられた上、1991年にASBによって、FRS 1号が公表された。

既述のように、当時、1987年に公表された米国のSFAS 95号によるキャッシュ・フロー計算書が国際標準とされており、各国がこの計算書に類似するキャッシュ・フロー計算書の制度化を進めていた。そこで、本稿では、SFAS 95号による計算書との違いに着目して、本稿の冒頭で掲げた3つの論点について、FRS 1号によって定められた計算書を見ていくことにする。

第1の論点は資金概念である。FRS 1号は、SFAS 95号と同様に、資金概念を現金及び現金同等物とし、それぞれを次のように定義している。

「現金は、手許現金及び銀行その他の金融機関における要求払預金である。現金には、外貨及び外貨建の預金が含まれる。」(para. 2)

「現金同等物は、短期の、流動性の高い投資であって、予告することなく一定の金額に簡単に現金化できるもの、及び取得時点から満期日までが3ヶ月以内であったものである。ただし、銀行借入金のうち、借入れの日から3ヶ月

3) Lawson [1981], Lee [1984a] 等を参照されたい。

以内に返済期限が到来する分を控除する。現金同等物には、上の基準を満たす外貨建の投資及び借入金が加減される。」(para. 3)

FRS 1号は、運転資本を資金概念とする資金計算書ではなく、キャッシュ・フロー計算書を必要とする理由について、運転資本の変動をベースにする資金収支データは企業の流動性や存続可能性の変化をあいまいにすること、キャッシュ・フローのほうが広く一般に理解されやすいこと、キャッシュ・フローデータは企業評価において役立つこと、キャッシュ・フロー計算書のほうが2時点の貸借対照表の差異をベースにする資金計算書よりも多くの情報を提供することを挙げている⁴⁾

現金同等物を資金概念に含める理由としては、次のように説明している。

「企業は、しばしば、当座においては必要のない現金を、短期の、非常に流動性の高い投資物件に投資したり、運転資本の需要のピークをカバーするために、短期間、現金を借りたりする。企業の流動性財源が、現金の形をとっているか、あるいは、容易に一定額の現金に交換できる金融商品から構成されているかは、財務諸表の利用者が流動性や将来のキャッシュ・フローを評価する場合にはあまり関係ない。また、あるキャッシュ・フローが現金残高の減少をもたらすものであるか、当座借越なり短期の銀行借入金の増加となるものであるかも、関係がない。そこで、当審議会は、キャッシュ・フロー計算書では現金及び現金同等物の合計に焦点を当てること、及び、その場合の現金同等物は短期の銀行融資額を控除して算定しなければならないことにした。」(para. 52)

以上の記述から、企業の流動性評価に役立つというキャッシュ・フロー計算書の役割に注目し、それを適切にあらわす資金概念が採用されたと考えられる。

第2の論点は、計算書の表示である。FRS 1号では、「営業活動」、「投資・財務活動の損益」、「税金」、「投資活動」、「財務活動」の5区分による表示が求

4) FRS 1, para. 51.

められている。基準はそれぞれの区分に含まれるキャッシュ・フローについて、(図表2)のように説明している⁵⁾ SFAS 95号は、「営業活動」、「投資活動」、「財務活動」の3区分による表示を求めている。3区分のうち、営業活動を「投資または財務活動として定義されないすべての取引及びその他の事象ならびに財の生産と引渡し及び用役の提供」を含むと定義としている。営業活動を、投資・財務活動以外の活動として消極的に定義することによって、企業活動全体を網羅している。これに対して、FRS 1号は、営業活動を「営業や販売活動に関連する取引及び事象」(para. 15)とし、損益計算書上の営業損益計算を構成する活動として積極的に定義している。営業活動以外の活動もすべて積極的に定義しており、形式的には企業活動すべてを網羅する定義となっていない⁶⁾ SFAS 95号を追従せず、敢えてこのような方法を採用した背景には、営業活動を重視する英国の考え方があるものと考えられる。

FRS 1号は、営業活動からのキャッシュ・フローの計算・表示方法について、「正味の金額で示してもよいし、総額で示してもよい」(para. 16)としている。

(図表2) FRS 1号における各活動に含まれるキャッシュ・フロー

営業活動	営業や販売活動に関連する取引および事象が及ぼすキャッシュ・フロー
投資・財務活動の損益	投資を所有することから生じるキャッシュ・インフローおよび資金提供者に対するキャッシュ・アウトフロー
税金	税金の支払いおよび税金の還付によるキャッシュ・フロー
投資活動	長期または短期の投資として資産を取得または処分することに伴うキャッシュ・フロー
財務活動	外部資金提供者との元本の受取と返済によるキャッシュ・フロー

5) FRS 1, para. 15, 18, 21, 24, 27.

6) FRS 1号では、損益計算書において異常損益項目となるような活動から生じたキャッシュ・フローに関しても、いずれか適当な区分において示すことが求められている。ただし、いずれの区分において示すことも不適当であると判断される稀なケースにおいては、キャッシュ・フロー計算書の中に新たな区分を設けて表示するべきであるとされている。(para. 32)

正味の金額で示される場合、計算書の本体には計算過程は示されず、営業活動からのキャッシュ・フローの金額のみが示される。総額で示される場合、すべてのキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローが示された上で差額としての営業活動からのキャッシュ・フローが示されるので、いわゆる直接法による情報を計算書の本体で示すということを意味している。一方で、基準には「損益計算書において示される営業利益（金融業以外の企業の場合は、通常、利子支払前の利益）と営業活動からのキャッシュ・フローとの相違については、キャッシュ・フロー計算書の注記において調整表を作成し、その原因を明らかにしなければならない」（para. 17）という記述もある。キャッシュ・フロー計算書本体において、正味額あるいは総額のいずれの表示方法を採用しても、注記では必ず利益とキャッシュ・フローとの差額、すなわち間接法による情報が示される。したがって、FRS 1号では、間接法による情報の開示は必須となっており、直接法による情報の開示は任意となっている。

FRS 1号は、直接法の利点として、営業活動によるキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを示すという点を挙げており、過去におけるキャッシュ・インフローの源泉とキャッシュ・アウトフローの目的を知ることが、将来のキャッシュ・フローを評価する上で役に立つとしている。一方、間接法の利点として、営業活動による利益と営業活動からのキャッシュ・フローとの差異を強調して示すことを挙げており、それにより利益の質をあらわすことができるとしている。FRS 1号はそれぞれの利点を認めながら、直接法はすべての場合に、情報の利用者にもたらすベネフィットが企業が負担するコストを上回るとは限らないという理由でその開示を強制していない⁷⁾

また、間接法を採用した場合に開示される利益とキャッシュ・フローの調整に関して、SFAS 95号が純利益を計算の始点としているのに対し、FRS 1号は営業利益を計算の始点としている。SFAS 95号において、営業活動は投資活動

7) FRS 1, para. 70.

及び財務活動以外の取引と定義されているので、営業活動には損益計算書上の営業利益を構成する項目以外のさまざまな取引が含まれている。したがって、すべての活動を含む純利益を始点として営業活動からのキャッシュ・フローを計算しなければならない必然性がある。これに対して、FRS 1号は、キャッシュ・フロー計算書における営業活動を積極的に定義し、損益計算書上の営業利益をもたらず活動に限定している。FRS 1号は、営業活動を独立したものと捉えているため、営業活動からのキャッシュ・フローをもたらず基礎となる利益も、営業活動によってもたらされた営業利益となる必然性がある。

第3の論点は計算書の位置づけである。FRS 1号では、キャッシュ・フロー計算書を基本財務表の1つにすることが要求されている⁸⁾。FRS 1号は、基準の目的として、「適用対象となる報告実体に対し、一定期間における現金の発生と費消を標準様式によって報告することを要求すること」(para. 1)を掲げている。また、「営業活動」、「投資・財務活動の損益」、「税金」、「投資活動」、「財務活動」を標準的な見出し項目として、キャッシュ・フローを表示する財務表を作成することを求めており、「このような区分でキャッシュ・フローを開示するのは、財務諸表の利用者が企業の流動性、存続能力、及び財務適応能力を評価する場合に役立つようにするため」(para. 1)であり、「標準的な見出し項目を設ける目的は、キャッシュ・フローの重要な構成項目を強調し、また他の企業のキャッシュ・フロー業績と比較できるようなフォームで、キャッシュ・フローを報告させようとする」(para. 1)ためであると述べている。これらの記述から計算書の目的が2点抽出される。1つは、企業の流動性、存続能力、財務適応性を評価する場合に役立つ情報を提供するということであり、もう1つは、他の企業との間のキャッシュ・フロー業績の比較を可能にするということである。主要な財務表の1つとして、キャッシュ・フロー計算書を開示することにより、これらの情報を提供することが意図されている。

8) FRS 1, para. 7.

FRS 1号は、一般的な指針を示すもので財務報告基準を構成するものではないと断った上で、(図表3)の計算書の例を示している。

(図表3) FRS 1号によるキャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書		千ポンド	千ポンド
1992年3月31日に終わる年度			
営業活動からのキャッシュ・フロー			6,889
投資・財務活動の損益			
利息収入	3,011		
利息支出	(12)		
配当金支出	(2,417)		
投資・財務活動の損益に伴うキャッシュ・フロー			582
税金			
法人税支出	(2,922)		
税金支出			(2,922)
投資活動			
無形固定資産取得のための支出	(71)		
有形固定資産取得のための支出	(1,496)		
有形固定資産売却による収入	42		
投資活動に伴うキャッシュ・フロー			(1,525)
財務活動前キャッシュ・フロー			3,024
財務活動			
普通株式発行	211		
担保付社債の再取得支出	(149)		
株式発行に伴う費用支出	(5)		
財務活動に伴うキャッシュ・フロー			57
現金及び現金同等物の増加			3,081

キャッシュ・フロー計算書に対する注記

1 営業利益と営業活動からのキャッシュ・フローとの調整	千ポンド
営業利益	6,022
減価償却費	893
有形固定資産売却損失	6
棚卸資産の増加	(194)
売掛金の増加	(72)
買掛金の増加	234
営業活動からのキャッシュ・フロー	6,889

2	当期の現金および現金同等物の変動の分析	千ポンド		
	1991年4月における残高	21,373		
	正味キャッシュ・フロー	3,081		
	1992年3月における残高	24,454		
3	貸借対照表上の現金および現金同等物の残高の分析	1,992	1,991	期中の変動
		千ポンド	千ポンド	千ポンド
	当座預金および手元現金	529	681	(152)
	短期投資	23,936	20,700	3,236
	当座借越	(11)	(8)	(3)
		24,454	21,373	3,081
4	期中の財務活動の分析	株式資本	社債借入金	
		千ポンド	千ポンド	
	1991年4月における残高	27,411	156	
	財務活動に伴う現金収入(支出)	211	(149)	
	簿価以下で無担保社債を再取得することに伴って生じる利益		(7)	
	1992年3月における残高	27,622	-	

(出所：FRS 1, Appendix I.)

例示されたキャッシュ・フロー計算書では、営業活動からのキャッシュ・フローが正味金額で示されている。営業活動以外の区分においては、キャッシュ・フローが総額で示されている。投資報酬及び資金調達費用の区分には、利息の受取と支払による収支及び配当の支払による支出の金額が表示されている。税金の区分には法人税の支払による支出額が示されている。投資活動の区分には、固定資産の取得及び売却による収支が表示されている。ここで、いったん小計が計算され、財務活動前キャッシュ・フローから、財務活動によるキャッシュ・フロー金額が加減されて、最終的に現金及び現金同等物の増加金額が計算されている。

注記は4つの項目からなる。注記の1つ目として、営業利益と営業活動からのキャッシュ・フローの調整が示され、間接法による情報が開示されている。注記の2つ目は、現金及び現金同等物の変動分析であり、期首の現金及び現金

同等物の金額に当期の増加額を加えることにより、期末の残高を計算している。注記の3つ目は、現金及び現金同等物残高の明細であり、現金及び現金同等物を「当座預金及び手許現金」、「短期投資」、「当座借越」の3つに分けてそれぞれの期首残高、期中増減額、期末残高が示されている。4つ目の注記として、期中の財務活動の分析が示されている。株式資本と社債借入金それぞれについて、期首残高と期中変動と期末残高が示されている。

4. 改訂 FRS 1 号によるキャッシュ・フロー計算書

ASB は、FRS 1 号が施行されて2年が経過した1994年に、FRS 1 号に対する意見を求めた。寄せられた意見をもとに基準の改訂作業に取りかかり、1995年に財務報告公開草案 (Financial Reporting Exposure Draft) 10号を公表した。ASB はこれに対して寄せられたコメントを検討し、1996年10月に改訂 FRS 1 号を公表した。

改訂 FRS 1 号では、基準を改訂する理由に関して、次のように述べている。

「FRS 1 号に関して受けたコメントにおいて、キャッシュ・フロー計算書は広く支持されていたが、FRS 1 号を適用して作成された計算書ではその成果が十分ではないという意見も存在した。そこで審議会は、キャッシュ・フロー計算書を財務諸表の作成者及び利用者のより有効な情報伝達手段とするために、FRS 1 号を改訂することにした。」(Appendix III, para. 6)

FRS 1 号の改訂により、キャッシュ・フロー計算書の主要な論点のうち、資金概念と計算書の表示が変更されている。以下、それぞれの論点について見ていくことにする。

資金概念に関しては、改訂 FRS 1 号では、現金だけに限定されており、現金を「手許現金及び要求払い預金から当座借越を差し引いたもの」(para. 2) と定義している。FRS 1 号では、資金概念に現金同等物が含まれていたが、改訂 FRS 1 号ではこれを除外している。FRS 1 号で現金同等物に含めていた項目のうち、短期投資は「流動資源の管理」という新たに設けられた区分に、短期借

入金は「財務」の区分に含めることを要求している。

改訂 FRS 1 号は活動区分について「営業活動」、「投資・財務活動の損益」、「税金」、「資本的支出及び財務的投資」、「取得及び処分」、「株式配当金支出」、「流動資源の管理」、「財務活動」の 8 区分による開示を求め⁹⁾、それぞれの活動を（図表 4）のように定義している¹⁰⁾。

営業活動からのキャッシュ・フローの表示法については、FRS 1 号と同様に直接法と間接法のいずれの方法を用いてもよいとしており、直接法と間接法のどちらを採用した場合にも、営業利益と営業活動からのキャッシュ・フローとの調整を示すことを要求している。ただし、改訂前の基準では注記として計算書の後に示されていた営業利益と営業活動からのキャッシュ・フローとの調整を、計算書の前に示すことが推奨されている。

改訂 FRS 1 号は、基準の一部を構成するものではないが一般的な指針を与えるために、（図表 5）のキャッシュ・フロー計算書を例示している。

（図表 4） 改訂 FRS 1 号における各活動に含まれるキャッシュ・フロー

営業活動	損益計算書上営業利益を計算する際に示される営業、販売活動に関係する取引及び取引以外の事象によるキャッシュ・フロー
投資・財務活動の損益	投資の保有による報酬の受取と資金の提供者に対する支払によるキャッシュ・フロー
税金	税金の支払い及び税金の還付によるキャッシュ・フロー
資本的支出及び財務的投資	固定資産の取得と処分、及び現金同等物に含まれない流動資産投資の取得と処分によるキャッシュ・フロー
取得及び処分	関連会社、ジョイント・ベンチャー、子会社に関する取引あるいは投資の取得及び処分に関するキャッシュ・フロー
株式配当金支出	配当金の支払いによるキャッシュ・フロー
流動資源の管理	容易に換金可能な短期投資に関するキャッシュ・フロー
財務活動	外部の資金提供者からの受取あるいは外部の資金提供者に対する支払によるキャッシュ・フロー

9) FRS 1 (Revised), para. 7.

10) FRS 1 (Revised), para. 11, 13, 16, 19, 22, 25, 26, 29.

(図表5) 改訂 FRS 1 号によるキャッシュ・フロー計算書

<u>キャッシュ・フロー計算書</u>	
1996年12月31日に終わる年度	
	千ポンド
営業利益と営業活動からの正味キャッシュ・フローとの調整	
営業利益	6,022
減価償却費	893
有形固定資産売却損失	6
棚卸資産の増加	-194
売掛金の増加	-72
買掛金の増加	234
営業活動からのキャッシュ・フロー	<u>6,889</u>
キャッシュ・フロー計算書	
営業活動からのキャッシュ・フロー	6,889
投資報酬および資金調達費用 (注1)	2,999
法人税支出	-2,999
資本的支出および財務的投資 (注1)	-1,525
取得および処分	0
配当金支出	-2,417
	<u>3,024</u>
流動資源の管理 (注1)	-450
財務 (注1)	57
現金の増加	<u>2,631</u>
正味キャッシュ・フローと正味負債の変動との調整 (注2)	
当期の現金の増加	2,631
社債再取得のための現金	149
正味負債の変動	450
	<u>3,230</u>
96年1月1日時点における正味負債	3,230
96年12月31日時点における正味現金	<u>-2,903</u>
	<u>327</u>

本例における、正味負債の変動の合計額は、すべてキャッシュ・フローをとまなう。

キャッシュ・フロー計算書に対する注記

	千ポンド	千ポンド		千ポンド
注1 キャッシュ・フローの総額				
投資報酬および資金調達費用				
利息収入	3,011			
利息支出	(12)			
				2,999
資本的支出				
有形固定資産取得のための支出	(71)			
無形固定資産取得のための支出	(1,496)			
無形固定資産処分による収入	42			
				(1,525)
流動資源の管理				
財務省証券購入支出	(650)			
財務省証券売却収入	200			
				(450)
財務				
普通株式発行収入	211			
担保付社債の再取得支出	(149)			
株式発行に伴う費用支出	(5)			
				57
注2 正味負債の変動分析				
	1996年1月	キャッシュ・フロー	その他の変動	1996年12月
	千ポンド	千ポンド	千ポンド	千ポンド
当座預金	42	847		889
当座借越	(1,784)	1,784		
		2,631		
支払期日が1年以内の負債	(149)	149	(230)	(230)
支払期日が1年以上の負債	(1,262)		230	(1,032)
流動資産				
投資	250	450		700
合計	(2,903)	3,230	-	327

(出所：FRS 1 (Revised), Appendix I.)

例示のキャッシュ・フロー計算書では、計算書の冒頭に営業利益と営業活動に伴うキャッシュ・フローとの調整が示されている。計算書は8つの活動に区分されている。営業活動からのキャッシュ・フローから順に純額で表示され、流動資源の管理の前でいったん小計が計算されている。小計から、流動資源の管理と財務活動によるキャッシュ・フローが加減されて、最終的に現金の増加額を計算している。

次に正味キャッシュ・フローと正味負債（net liability）の変動との調整が示されている。正味負債は、現金及び現金同等物から負債を差し引いたものとして定義される。最初に、現金の増加額に、正味負債に含まれる社債と流動資源の取得のために行った支出額を足し戻すことにより、正味負債の変動額を計算している。正味負債の変動額に期首における正味負債の残高を加えることにより、期末における残高を計算している。

注記の1つ目として、営業活動以外の各区分におけるキャッシュ・フローが総額で示されている。なお、営業活動からのキャッシュ・フローに関する総額の情報は、開示の費用が便益を上回る場合に開示することになっており、この例示では開示されていない。

注記の2つ目は正味負債の変動分析が示されている。正味負債に関して、当座預金、当座借越、支払期日が1年以内の負債、支払期日が1年を超える負債、短期投資に分けて期首の残高、期中の増減額、期末の残高をそれぞれ示している。

5. 結 語

本稿では、英国において独特のキャッシュ・フロー計算書が制度化された論理を明らかにするため、SSAP 10号、FRS 1号及び改訂 FRS 1号が定める資金計算書及びキャッシュ・フロー計算書を検討した。

SSAP 10号は基準の目的として、資金の源泉と用途に関する計算書を監査対象となる財務諸表の一部として公表する会計実務を確立し、計算書についての

最小限の開示基準を規定することを挙げている。したがって、計算書の内容について踏み込んだ記述がなく、曖昧な点が多かった。とりわけ、計算書が対象とする資金概念が明示されなかった点は問題点として指摘された。一方で、不完全なものではあるとはいえ、資金計算書に関する基準を公表し、これを主要な財務表の1つに加えたことは、SSAP 10号の意義として指摘することができる。計算書の内容についてほとんど示されない中で、営業活動からの資金について基準の本文で示しているという点には注目すべきである。SSAP 10号は、資金計算書の上で最低限明らかにしなければならない項目として、営業活動からの資金を認識しており、いわゆる間接法による情報に重要性を見出していると捉えることができる。

FRS 1号及び改訂 FRS 1号により、英国においてもキャッシュ・フロー計算書が主要な財務表の1つとして開示されることになったが、そこで定められた計算書は、国際標準とされた SFAS 95号による計算書とは大きく異なるものであった。

FRS 1号の特徴として、計算書における表示区分の定義が挙げられる。FRS 1号は、すべての活動を積極的に定義しており、営業活動を投資及び財務以外の活動と定義した SFAS 95号に対して、営業概念の純化が図られている。また、営業活動を独立の活動として捉えており、間接法における計算において、純利益からでなく、営業利益から営業活動からのキャッシュ・フローを計算していることも特徴として挙げられる。

これらの考えは、改訂 FRS 1号においても継承された。改訂 FRS 1号では、表示区分において改訂前の5区分から8区分へと細分化し、各活動についてさらなる純化が図られている。また、改訂 FRS 1号は営業活動からのキャッシュ・フローの表示に関して、営業利益と営業活動からのキャッシュ・フローとの差異を計算書の冒頭に示すことを奨めている。企業の主たる活動としての営業活動から生み出された利益のうち、どれだけがキャッシュ・フローに結びついているかを示す情報を、より強調することが意図されている。

また、改訂 FRS 1 号の特徴として、資金概念が挙げられる。改訂前の資金概念から現金及び現金同等物を除外して、計算書が対象とする資金を現金に限定している。現金同等物は、支払手段として現金と同等に機能するという意味を有するものであり、現金同等物を資金概念に含めることにより、支払手段としての資金の増減の明細が開示されるという利点がある。一方で、現金同等物の定義には曖昧な点があることが問題点として指摘されており、これを資金概念から除外することにより、計算書の対象とする資金の範囲の決定において、主観の介入する余地が少なくなるという利点がある。キャッシュ・フロー計算書の役割として、企業の流動性を示すことに重点を置くのであれば、企業が支払手段として保有している資金の変動を示すべきであり、企業によって資金の範囲に差があるとしてもさほど問題にならない。一方で、改訂 FRS 1 号のように、企業の主たる活動としての営業活動からの利益とキャッシュ・フローとの関係を示すことに重点が置かれる場合は、資金概念に主観が入らないほうが、比較可能性の観点から望ましい。FRS 1 号の改訂に際して、敢えて現金同等物を排除した背景には、営業概念を重視し、利益とキャッシュ・フローとの関係を示すことに、計算書の本質を見出している英国独自の考えがあるものと思われる。

本稿は、平成 26 年度松山大学特別研究助成の成果である。

参 考 文 献

- ASB [1991] *Financial Reporting Standard No. 1 : Cash Flow Statements*.
—— [1996] *Financial Reporting Standard No. 1 (revised 1996) : Cash Flow Statements*.
Ashton, R. [1976] “Cash Flow Accounting: a Review and Critique”, *Journal of Business Finance and Accounting*, Winter 1976, pp. 63-81.
Dearing, R. [1988] *The making of Accounting Standards*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
FASB [1976] *FASB Discussion Memorandum, An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and*

- Their Measurement*, 1976. (津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.)
- [1987] *Statement of Financial Accounting Standard No. 95 : Statement of Cash Flows*.
- [2000] *Statement of Financial Accounting Concepts No. 7 : Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*.
- IASC [1992] *International Accounting Standards No. 7 (revised 1992) : Cash Flow Statements*.
- Lawson, G. H. [1969] “Profit maximization Via Financial Management”, *Management Decision*, Winter, pp. 6-12.
- [1970] “Cash-flow Accounting”, *The Accountant*, 28 October and 4 November, 1970, pp. 386-389 and pp. 620-622.
- [1981] “Memorandum on Statement of Standard Accounting Practice SSAP 10 (Funds Statement) to the Accounting Standards Committee (U. K.)”, Hicks B. E. Hunt. P, ed., *Cash Flow Accounting*, Sudbury.
- [1997] *Aspects of the Economic Implications of Accounting*, Garland.
- Lee, T. A. [1972] “A case for cash flow reporting”, *Journal of Business Finance*, Summer 1972, pp. 27-36.
- [1978] “The Cash Flow Accounting Alternative for Corporate Financial Reporting”, *Trends in managerial and financial accounting*, pp. 63-84.
- [1984a] “SSAP 10 and Cash Flow Analysis”, *The Accountants Magazine*, June 1984.
- [1984b] *Cash Flow Accounting*, Van Nostrand Reinhold. (鎌田信夫・武田安弘・大雄 令純訳 [1989] 『現金収支会計－売却時価会計との統合－』創世社.)
- [1985] “Cash Flow Accounting, Profit and Performance Measurement : A Response to a Challenge”, *Accounting and Business Research*, Vol. 15 Issue. 58, pp. 93-98.
- [1989] “The Solomons Report : the Search for Reporting Truth Continues”, *The Accountant's Magazine*, March 1989, p. 44.
- McMonnies, P. N. [1988] *Making Corporate Reports Valuable*, Discussion Document by the Research Committee of the Institute of Chartered Accountants of Scotland, London : Kogan Page.
- 上野清貴 [2001] 『キャッシュ・フロー会計論－会計の論理統合－』創成社.
- 鎌田信夫 [1991] 『資金情報開示の理論と制度』白桃書房.
- [2001] 『キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会.
- 染谷恭次郎 [1960] 『資金会計論 (増補版)』中央経済社.
- [1999] 『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社.
- 高橋良造 [1995] 『資金会計論－時価評価論との呼応－』税務経理協会.
- 中村忠 [1995] 「資金会計への挑戦」『企業会計』第47巻第4号, pp. 7-22.
- 新田忠誓 [1988] 「資金計算書における“営業活動からの資金”と計算目的としての資金」『産

- 業経理』第48巻第1号, pp. 37-38.
- [2001] 「キャッシュ・フロー計算書における間接法の合理性」『会計』第159巻第1号, pp. 103-116.
- [2009] 「資産負債アプローチの下でのキャッシュ・フロー計算書」『会計』第176巻第2号, pp. 151-163.
- 溝上達也 [1999] 「売却時価会計の方向性－T. A. リー学説の検討」『企業会計』第51巻第12号, pp. 124-129.
- [2005a] 「業績報告とキャッシュ・フロー－ローソン学説より学ぶ－」新田忠誓監修, 佐々木隆志・石原裕也・溝上達也編著『会計数値の形成と財務情報』白桃書房, pp. 33-45.
- [2005b] 「キャッシュ・フロー会計論の方向性－資産負債観を前提として－」『会計』第168巻第1号, pp. 29-42.
- [2006] 「キャッシュ・フロー計算書における業績報告機能－英国会計制度を題材として－」『産業経営研究』28号, pp. 39-50.
- [2007] 「英国におけるキャッシュ・フロー計算書の位置づけ－利益観の転換をめぐる議論から－」『会計』第172巻第2号, pp. 94-106.
- [2009] 「キャッシュ・フロー計算書における新たな課題－Lee学説を拠り所として－」『財務会計研究』第3号, pp. 61-78.
- [2012] 「時価評価とキャッシュ・フロー会計－英国キャッシュ・フロー会計学説の検討－」『産業経理』第72巻第2号, pp. 46-54.
- [2013] 「キャッシュ・フロー会計の論点整理」『松山大学論集』第25巻第4号, pp. 31-48.
- [2014] 「キャッシュ・フロー会計の現代的課題」『企業会計』第66巻第5号, pp. 134-137.
- [2015a] 「キャッシュ・フロー計算書の位置づけに関する一考察－英国における議論の検討－」『産業経理』第75巻第1号, pp. 24-32.
- [2015b] 「資産負債アプローチにおけるキャッシュ・フロー計算書の役割－McMonnies [1988] より学ぶ－」佐々木隆志・石原裕也・溝上達也編著『財務会計論究』森山書店, pp. 29-44.
- [2015c] 「資金概念に関する一考察」『松山大学論集』第25巻第4号, pp. 169-186.